

歩道での車いす転倒の賠償請求対応について

柳澤 伸明¹

¹関東地方整備局 東京国道事務所 品川出張所 (〒140-0003 東京都品川区八潮1-1-3)

本件は、車いす利用者が歩道を走行中に転倒したことにより被った損害への賠償請求について、その対応事例を取り上げたものである。

車いす利用者の転倒事故であり、極めて慎重な対応が必要と判断し、初期段階から本局、事務所の関係部署間で密な連携を取りながら対応を進めた。最終的には管理瑕疵無しで相手方了承という結果に漕ぎ着けた。

本件での対応は、ほぼ全ての管理瑕疵案件へ適用できると考えている。本稿では対応内容を述べるとともに、各対応の節目において注意したポイントを併せて紹介する。

キーワード 管理瑕疵、車いす、部署間連携、網羅的対応、実地確認

1. 事故の概要

2012年8月16日午後0時30頃、一般国道357号上り荒川河口橋歩道を荒川右岸側から左岸側へ千葉方面に向かって車いすで走行していた事故当時者は、下り坂で転倒し、膝に擦り傷を負った。その際、車いす右側前輪を破損・紛失した。事故当時は快晴、微風であった。

事故発生翌日に、当該歩道を管理する東京国道事務所品川出張所へ、当事者から相談を受けた区役所経由で事故発生の連絡があり、発覚したものである。

本橋は荒川を渡河する全長960mの橋梁であり、荒川右岸側から420m地点を頂点とし、橋梁端部では4%の縦断勾配がある。事故発生場所は橋を渡り切った荒川左岸端部より手前10m地点の下り坂であった。

歩道路面は元々粗面仕上げであったが、架橋から約16年経過した事故当時には各所に骨材の飛散とひび割れ

による表層剥離が見受けられる状況で、深い溝については平坦性を確保するよう樹脂モルタルや常温合材により補修を都度実施してきた。今回の転倒は、表層剥離によって生じた溝に、車いす前輪が取られたことが原因とのことであった。



図-2 荒川河口橋歩道(千葉方面を臨む)



図-1 事故発生場所 (東京都江戸川区臨海町1丁目)



図-3 転倒箇所近景

2. 対応内容

本件については、図4のとおり、本局、事務所及び出張所で連携を取りながら対応した。以下に各対応段階ごとの内容と、注意点・ポイントについて述べる。

(1) 電話での聞き取り（情報提供者、当事者）

区役所対応者から連絡先の情報提供を受け、管理係長から当事者へ電話連絡を行ったが、なかなかつながらなかつたため、こちらから再度連絡する旨のメッセージをその都度残した。

その間、情報提供をいただいた区役所対応者から、当事者の意向をあらかじめ確認するべく対応経緯を確認した。歩道路面の補修を希望していると推測されるとのことであった。

後日、当事者から連絡が入った。路面の段差が転倒の原因として、治療費及び破損した車いすの修理費等の賠償請求があった。

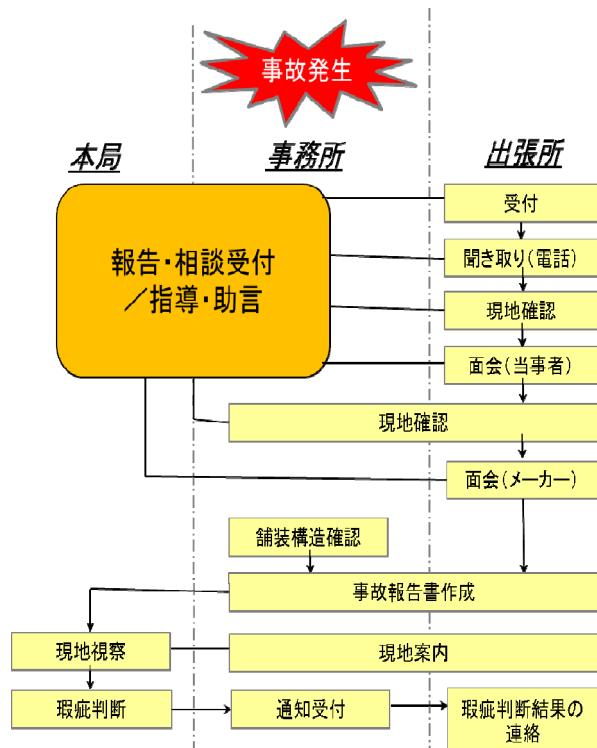


表-1 注意点・ポイント ((1)関連)

- ・当事者へ非を認める返答をしない
(従前の補修実績から安全性を確保していた自信)
- ・5W1Hを念頭において漏れがないよう聞き取り。
- ・瑕疵の有無判断のためにも、
まずは事実確認させてもらいたい旨伝える。

(2) 現地確認

事故原因調査のため、出張所職員4名で電話確認の翌日に現地に赴いた。目視確認、現地探寸及び写真撮影のほか、車いすを持ち込んで実走し、今回の事故がどのようなメカニズムで発生したかの検証も行った。結果として具体的な転倒箇所およびメカニズムの特定には至らなかった。

(3) 面会による聞き取り（当事者）

本件事故の不明な点を調査するため、出張所職員2名で当事者と面会し、細かく事故状況の聞き取りを行った。また、あらかじめ持参をお願いしていた車いすの破損部品と治療等に要した費用の見積書・請求書等の関係書類を受領した。

聞き取りの際、車いす利用者が活動的でないという考え方を改め、速めの走行にも耐えうる道路を造るべきとの意見が伺った。これに対しては、意見として受け止め、了解との返答はしなかった。

表-2 注意点・ポイント ((2)関連)

- | |
|----------------------------|
| ・車いすで実走して検証。
(メカニズムの特定) |
| ・すぐに検証。
(現地が変わってしまう前に) |

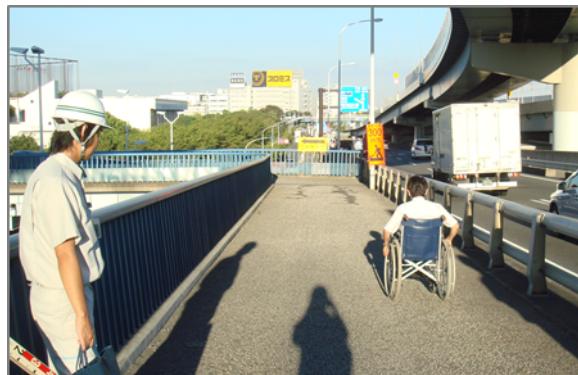


図5 車いす実走による検証状況 ((2)関連)



図6 破損部品 (キャスター・フォーク：前輪部) ((3)関連)

道路管理の瑕疵判断には3～4ヶ月程度の期間を要することを当事者へ伝え、瑕疵判断結果をこちらから連絡することとした。

(4) 現地確認

当事者が事故発生時に車いす前輪を紛失していたことが発覚したため、現地に赴き事故発生の裏付けとなる破損部品を捜索した。現地は橋梁上であることから、破損部品が落下したことも考えられるため、直下の地上部についても捜索を行った。捜索の結果、発見することはできなかった。

付近で事故当時から施工中の工事があり、その工事で回収されているかを確認したが、回収実績はなかった。また、道路巡回やパトロールの履歴も確認したが、今回の破損部品を回収した記録はなかった。

(5) 面会による聞き取り（車いすメーカー）

当事者の使用していた車いすに問題がなかったかを確認するため、車いすの仕様等についてメーカーへの聞き取り及び資料請求を行うこととした。遠地のメーカーであったが、たまたま東京開催のイベントが近日に迫っていたため、そのイベントに合わせて、担当者に会う約束を事務所担当者から取り付けていただいた。

表3 注意点・ポイント ((3)関連)

・当事者への対応を複数名で実施 (記憶違い、言った言わないの防止)
・破損部品を保管依頼 (事故状況を再現する重要な証拠)
・瑕疵判断に一定の時間を要することをあらかじめ説明。

表4 注意点・ポイント ((4)関連)

・紛失物の捜索 (当該事故がその場所で発生したことを裏付ける重要な証拠)



図7 紛失した破損部品の捜索(橋梁下) ((4)関連)

聞き取り当日には出張所職員2名で臨んだ。破損した部品をメーカー担当者に実際に見ていただき、見解を伺った。通常の使用状況では想定できない壊れ方をしているとのことであった。

(6) 道路構造の確認

当該歩道は一般的なアスファルト舗装とは異なり、白砕石混入の脱色アスファルト舗装で、表面をジェットブラスト加工したものである。元々表面をある程度粗く仕上げていたものの、事故発生当時は供用開始から約16年が経過しており、バインダーは痩せ、骨材は所々に飛んで、同様の歩道形式を探る区間全体に、一様に粗さが認められる状態であった。

このような状態が通常有すべき安全性を欠いていたのかという視点で、設計思想の確認や舗装メーカーへのヒアリングを行った。本橋は他事務所による設計・施工後に当事務所へ引渡しをされたものであるため、事務所担当者から当時設計・施工を行った事務所へ設計思想の確認をしていただいた。メーカーヒアリング、類似施工事例箇所の現地視察も事務所担当者に実施いただいた。

(7) 報告書とりまとめ

ここまで確認作業の後、事故報告書をとりまとめた。事務所としての見解は管理瑕疵無しとし、本局へ報告書を上申した。

表5 注意点・ポイント ((5)関連)

・破損部品そのものの提示によるメーカー見解聞き取り
・取扱説明書、カタログの入手 (車いす使用状況が適切であったかを確認)

表6 注意点・ポイント ((6)関連)

・設計思想及び舗装メーカー確認 (事故当時の路面状況は本来あるべき姿だったか)
--



図8 歩道舗装表面の状況 ((6)関連)



図-9 瑕疵判断部局による実地確認状況 ((8)関連)

(8)現地視察

事故報告を受けた本局関係部署による現地視察が行われた。当日も車いすを持ち込み、実走して検証とともに、同様の歩道形式の区間1km超を踏査し、事故発生の前後区間の路面状況も確認した。

(9)瑕疵判断

本局での審査の結果、本件事故箇所の歩道路面については、通常有すべき安全性を欠いていたものとは認められないことから、道路管理者の設置及び管理の瑕疵を認めないものとする判定結果が通知された。

(10)瑕疵判断結果の連絡

当事者へ電話により道路管理者としての瑕疵判断結果を伝えた。当方の判断に不明な点があれば説明に伺う旨伝えたが、特に異存はないとのお答えをいただいた。この回答により、本件の当事者に対する賠償請求対応は終了した。事故発生から約3ヶ月弱が経過していた。

表-7 注意点・ポイント ((8)関連)

- ・瑕疵判断担当部局による実地確認

表-8 注意点・ポイント ((10)関連)

- ・判定結果を当事者へ伝える際の言い回し

表-9 管理瑕疵対応の基本姿勢

- ・事実確認のためにあらゆる手を尽くす
- ・純粋に公正な立場で瑕疵の有無を判断するよう努める

3. 本件を振り返って

瑕疵判断結果が一切の反論もなく当事者に受け容れられた背景には、事故発生から時間が経過する中で、当事者の心がわりがわったのかかもしれない。もしくは、当方が事実確認のためにあらゆる手を尽くし、純粋に公正な立場で瑕疵の有無を判断しようとした姿勢が当事者へ伝わり、当方に対する信用を勝ち取ることができた結果とも考えられる。

また、仮に納得いただけず、瑕疵判断結果に対し追及を受けたとしても、方々に手を尽くし、事実関係を積み上げて判断した結果であるので、自信を持って瑕疵は無かったと言える。

今回の経験を踏まえ、今後、同様の事例に臨む際には、各注意点・ポイントを踏まえて対応することは元より、対応するにあたっての基本姿勢を常に念頭に置くことを心がけたい。